

里帰り出産等による妊婦健康診査費用の助成をします

里帰り出産等のために、市で交付した妊婦健康診査受診票が使用できず、自費で妊婦健康診査を受診した方に対して、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

助成金を受けられる方 ～次の①、②の両方に該当する方

- ①里帰り出産等で、伊東市と契約していない医療機関で妊婦健康診査を受診したために、『妊婦健康診査受診票』を使用できなかった方
- ②妊婦健康診査の受診日現在、伊東市に住民登録がある方

助成内容

妊婦健康診査費用について、受診1回あたりの助成限度額内において助成します。

☆未使用受診票の枚数を限度に助成し、各回の実際にかかる健診費用が公費負担額を超える場合は、超えた金額について、自己負担となります。

※対象とならないもの

- ・日本国外での健診費用
- ・保険適用診療分の費用
- ・入院費
- ・文書料・教材費・マタニティ教室代など
- ・妊娠しているかどうか調べるための検査費用
- ・市内の契約医療機関で、妊婦健診受診票を使用せずに受診した健診費用
- ・母子手帳交付前の健診費用

申請方法

以下のものを持参し、子育て支援課の窓口にて申請してください。

- (1)母子健康手帳別冊(未使用の『妊婦健康診査受診票』)
- (2)妊婦健康診査を受診した医療機関又は助産所の領収書(コピーは不可)
※領収書はお返します。
- (3)母子健康手帳(申請する検査の受診年月日の記録、実施医療機関が記載されていること)
- (4)印鑑(スタンプ印は不可)
- (5)妊婦さん名義の預金通帳など、振込口座が確認できるもの。

※ゆうちょ銀行口座への振込は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。

現在の口座番号(記号・番号)のままでは振り込むことができません。

★母子健康手帳を確認しますので、郵送での申請はできません。

★検査を受けた日以降、申請できます。ただし、出産の日から1年以内に申請してください。

★確定申告(医療費控除)の時期には、先に妊婦健康診査助成金の申請手続きを行ってください。